

建設業者の皆様へ

令和3年4月1日より、建設業許可申請時等において営業所の写真の提出を求めます。

1 建設業許可申請等に係る提出書類の追加について（令和3年4月以降）

令和3年4月1日より、建設業許可の申請等における営業所調査の調査対象を見直すことに伴い、営業所の確認資料として、写真の提出を求めます。

写真を求める対象となる申請等は、新規申請、業種追加の申請、更新申請、承継等の認可申請、営業所の所在地変更の届出となります。

また、写真の提出に伴い、営業所調査については更新時の調査は行わないこととします。

なお、新規、業種追加、承継等の認可、営業所の所在地変更の申請等については、今後も営業所調査を実施します。

対象（申請等）	営業所の写真	営業所調査
・ 新規許可、業種追加、般特新規等の申請 （更新を伴う場合を含む） ・ 認可（譲渡、相続等）申請 ・ 営業所所在地の変更の届出	必要	対象
・ 更新のみの申請	必要	対象外

2 営業所の写真についての注意点

営業所（本店及び支店等）の写真 ※3ヶ月以内に撮影したもの。

（申請（届出）時の状況を撮影し、営業所名、撮影年月日を明記すること）

- ・ 外観全景 （看板等を確認できるもの）

※ オフィスビルに入居の場合には、入居者案内板等の写真も必要

- ・ 入口付近 （表札等を確認できるもの）
- ・ 内部全景 （電話、机等 什器備品等を確認できるもの）
- ・ 建設業の許可票 （標識の記載内容が判読可能なもの）

（建設業法第40条に規定する標識 ※新規許可申請の場合は不要。営業所の新設の場合は必要）

※ 写真台紙に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること（写真台紙参照）

問い合わせ先
福岡県 建築指導課 建設業係
電話：092-643-3719